

令和 6 年度

公の施設の指定管理者監査報告書

川西市知明湖キャンプ場

川西市監査委員

令和6年12月24日

川西市長

越 田 謙治郎 様

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 平 岡 譲

公の施設の指定管理者監査報告書の提出について

(川西市知明湖キャンプ場)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した公の施設の指定管理者監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

公の施設の指定管理者監査報告書

(川西市知明湖キャンプ場)

1 監査の基準

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、川西市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 5 号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

3 監査の対象

(1) 公の施設、対象団体、所管部局

- ・ 公の施設 知明湖キャンプ場、国崎せせらぎ広場（令和 6 年度から追加）
- ・ 対象団体 株式会社トリムパーク（以下「指定管理者」という。）
- ・ 所管部局 市民環境部文化・観光・スポーツ課

(2) 対象事務

- ・ 指定管理者における 5 年度の指定管理業務に関する事務の執行。
また、6 年度から指定管理業務に含まれた国崎せせらぎ広場に関する管理運営事務についても必要に応じて監査を実施した。

4 監査事務の引継ぎ

監査中に議会選出監査委員の就退任があったので、前任者 中井 成郷 監査委員（令和 6 年 10 月 24 日退任）が行った監査事務は、後任者 平岡 譲 監査委員（同年 10 月 25 日就任）が引き継いだ。

5 監査の着眼点及び主な実施内容

上記 3 の監査の対象に係る指定管理者に対しては、財務全般及び指定管理に関する書類の提出を求めるとともに、所管部局の市民環境部文化・観光・スポーツ課に対しては、指定管理に係る協定書等の関係書類の提出を求めた。

下記の事項を着眼点として関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係者から事情聴取する方法により実施した。

(1) 指定管理者関係

- ・ 施設の運営管理は、適切に行われているか。
- ・ 事業の執行は、協定書等のとおり実施されているか。
- ・ 施設利用者の満足度を向上するための努力は、なされているか。
- ・ 会計処理は、適切に行われているか。
- ・ 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。

(2) 所管部局関係

- ・ 指定管理者を導入した目的及び趣旨は、活かされているか。
- ・ 指定管理者の指定は、関係法令等に従って適正・公平に行われているか。
- ・ 協定書の締結は、適正に行われているか。

- ・指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ・業務の履行確認は、事業報告書等により実施されているか。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び指定管理者施設等

実施日程：令和6年8月27日から同年12月12日まで

7 監査の結果

上記1から6（4を除く）までの記載事項のとおり監査したところ、下記の2点について意見する（指摘事項等は、監査時点のものである。）。

なお、詳細については、6頁の4聴取り結果に記載している。

(1) 知明湖キャンプ場に関する条例・基本協定書等の履行について

知明湖キャンプ場の指定管理業務においては、6頁から7頁までに記載したとおり、年次事業報告書、利用料金の決定等について、令和5年4月以降、川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第3号。以下「条例」という。）や川西市知明湖キャンプ場の管理に関する基本協定書（以下「知明湖キャンプ場の基本協定書」という。）等に適合しない業務が行われており、条例・基本協定書等に適合した業務が行われていないと判断する。

監査の結果、指定管理者側及び所管部局側の双方に原因があったものとする。

指定管理者側においては、指定管理業務を実施するにあたっては、条例や知明湖キャンプ場の基本協定書等を遵守するという意識が薄く、前回の指定管理者からの引継事項を基に業務を実施していた。

また、年次事業報告書を期間内（毎年4月末まで）に提出するための人的資源が不足していた。

所管部局側においては、1年半にわたって条例等に適合した業務が行われていないにもかかわらず、その状況を防止・発見することができていなかった。また、モニタリングとしての第三者評価がなされていなかった。

指定管理者側においては、条例や知明湖キャンプ場の基本協定書等を遵守して業務を実施するという意識をもって改善を行うとともに、期間内（毎年4月末まで）に年次事業報告書が提出できるよう、十分な知識と能力をもった人材確保や外部機関の活用等を図り、適切な事務処理を実施されたい。

所管部局側においては、指定管理者の適切な業務執行について、指導やモニタリングを行うとともに、契約後の第三者評価を早急に行われたい。

(2) 知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場の管理について

指定管理業務のうち、知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場の管理に関する基本協定書（以下「国崎せせらぎ広場の基本協定書」という。）については、指定管理期間が1年遅れの令和6年4月1日からとなっている。この業務においては、7頁から8頁までに記載したとおり、ダム湖の水で国崎せせらぎ広場が水没することなどを原因として、いまだに知明湖キャンプ場内国崎せせらぎ広場指定管理者業務仕様書のと通りの業務が実施されていない。そのため、条例・基本協定書等に適合した業務が実施されていないと判断する。

業務実施が困難な原因となっている国崎せせらぎ広場の課題（道路や橋梁の崩壊、ダム湖の水で国崎せせらぎ広場が水没すること。）についてヒアリングを行ったところ、指定管理者は市が課題解決を行わない限り業務を実施することは困難との認識だが、市

は課題解決は一旦指定管理者が行うべきとの認識であり、意見が対立していることがわかった。

所管部局は早急に指定管理者と協議を行い、必要に応じて国崎せせらぎ広場の基本協定書第12条の仕様書の変更、第13条の業務範囲及び業務実施条件の変更を検討し、場合によっては国崎せせらぎ広場の指定管理自体の見直しが必要と思われる。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注) 本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- (1) 文中の金額 原則、万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- (2) 表中の金額 原則、円単位で表示し、表示単位未満の端数を四捨五入した。
- (3) 文中・表中の比率 表示単位未満の端数を四捨五入した。

* 上記の理由により、合計と内訳の計、差引が一致しない場合がある。

川西市知明湖キャンプ場

1 概要

(1) 施設（昭和 60 年 5 月 15 日開設）

① 川西市知明湖キャンプ場

ア 所在地：川西市黒川字落合 381 番地

イ 構造：鉄筋コンクリート造（管理事務所）

ウ 敷地面積：22,676 m²

エ 延床面積：100 m²

オ 施設内容：管理事務所 1 棟、炊飯場 4 棟、シャワー室 1 棟、トイレ 2 棟

② 国崎せせらぎ広場（令和 6 年度から追加）

ア 所在地：川西市黒川字落合 381 番地

イ 敷地面積：31,748 m²

ウ 施設内容：炊飯場 1 棟、トイレ 1 棟

(2) 使用時間

・日帰り

午前 9 時から午後 5 時まで

・宿泊

チェックイン 午後 2 時から 4 時まで

チェックアウト 午後 1 時まで

(3) 休業日

火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日が休業日）。ただし、4 月 29 日から 5 月 5 日までの間の火曜日を除く。

年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日まで）。

(4) 利用料金

令和 5 年 4 月 1 日施行の条例で図 1 のとおり利用料金が定められている。

なお、実際の利用料金については、6 頁から 7 頁までの 4 聴取り結果(2)①図 2・3 に記載している。

図 1

川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例で定められている利用料金(令和5年4月1日施行)

(単位：円)

区分	利用料金			
	18歳以下		18歳を超えるもの	
	宿泊使用(1人1泊)	日帰り使用(1人1日)	宿泊使用(1人1泊)	日帰り使用(1人1日)
施設使用	360	180	720	360
貸出寝具使用(1人1回)	720			

備考 市民以外の者(伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町及び豊能町の区域内に住所を有する者を除く。)が使用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額とする。

(5) 施設の利用状況

令和5年度の知明湖キャンプ場使用状況(延べ利用者)

(単位:組、人)

区分	一般		2/3減免		全額免除		延長利用		合計	
	利用組数	人数	利用組数	人数	利用組数	人数	利用組数	人数	利用組数	人数
日帰り	3,758	11,955	1	71	0	734	0	61	3,759	12,821
宿泊	3,320	6,966	0	0	0	366	0	0	3,320	7,332
合計	7,078	18,921	1	71	0	1,100	0	61	7,079	20,153

備考 指定管理者から提出された知明湖キャンプ場令和5年度業務報告書の「知明湖キャンプ場利用状況(令和5年4月～令和6年3月)集計」を基に作成した暫定的な数字である。

2 指定管理者

名称、所在地等

ア 名称：株式会社トリムパーク

イ 所在地：大阪市中央区松屋町4番10号

ウ 沿革：平成14年 有限会社プレイネット 輸入遊具玩具の販売、工事会社設立
平成20年 株式会社トリムパークを設立、スウェーデントリムパーク西宮
ガーデンズ店を開業

平成26年 スウェーデントリムパークあべのハルカス店を開業

令和5年 川西市知明湖キャンプ場指定管理業開始

エ 定款に定める業務：①スポーツ施設・遊技場に関する企画、設計、運営及び管理
②遊戯器具の販売、メンテナンス及び工事業
③土木、建築、造園用資材の販売
④その他、上記各号に附帯関連する一切の業務

3 知明湖キャンプ場と国崎せせらぎ広場の基本協定書の内容

(1) 業務範囲

ア 知明湖キャンプ場の使用の許可、その取消しその他キャンプ場の使用に関する業務

イ キャンプ場の利用に係る料金の収受等に関する業務

ウ キャンプ場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務

エ その他市長が特に必要と認める業務

オ 国崎せせらぎ広場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務（令和6年度から追加）

(2) 選定方法

川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第7号）第2条に基づく公募による選定

(3) 指定管理期間

令和5年4月1日から10年3月31日まで（5年間）

なお、国崎せせらぎ広場は6年4月1日から10年3月31日まで（4年間）

(4) 職員数（令和5年4月1日時点）

職員数は5人で、内訳は、代表取締役1人、場長1人、副場長1人、社員1人、パート1人である。

(5) 指定管理料（令和 5 年度）

1,400 万円（利用料金制）

(6) 指定管理に関する収支（令和 5 年度）

（収入）	（単位： 円）
科目	金額
指定管理料	14,000,000
使用料減免補填金	922,620
利用料収入	14,133,000
自主事業収入	6,238,581
合計	35,294,201

（支出）	（単位： 円）
科目	金額
一般管理費	29,055,620
仕入	2,220,325
合計	31,275,945

備考 指定管理者から提出された知明湖キャンプ場令和5年度業務報告書の「令和5年度収支報告書」を基に作成した暫定的な数字である。

4 聴取り結果

<指定管理者>

(1) 正確な決算額等の提出について

川西市知明湖キャンプ場の管理運営に関する年度協定書で定められている川西市知明湖キャンプ場指定管理者業務仕様書（以下「知明湖キャンプ場の仕様書」という。）では、指定管理者は前年度の年次事業報告書を毎年 4 月末までに作成の上、市へ提出することとなっているが、市に提出された年次事業報告書の決算額は暫定的な数字であった。さらに、10 月 10 日に実施した指定管理者への事情聴取時においても決算額は確定していないとのことであった。また、毎月終了後速やかに提出している業務報告書と年度終了後、期間内（毎年 4 月末まで）に提出している年次事業報告書とが一致していなかった。

施設の利用状況に関する事項（利用者数及び減免等の人数等）において、知明湖キャンプ場使用許可申請書兼減免申請書と川西市知明湖キャンプ場の減免利用に関する請求書とが一致していなかった。

これらの監査からの指摘に基づき、指定管理者は会計業務経験者を雇い入れるなどの改善策を示したが、この改善策を行ったとしても、毎年 4 月末までに決算額が確定できないため、知明湖キャンプ場の仕様書で定められた期日までに提出することはできないとのことであった。

(2) 利用料金等について

令和 5 年 4 月 1 日施行の条例第 10 条第 2 項で「利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。」としている。また、知明湖キャンプ場の基本協定書第 29 条第 2 項で「乙（指定管理者）は、自主事業を実施する場合は、甲（市）に対して事業計画書を提出し、事前に甲（市）の承諾を受けなくてはならない。」としているが、実地監査時に利用料金等について確認したところ、下記①から⑤までの事例が見受けられた。

- ① 利用料金の区分は、本来 4 頁の図 1 のとおり「18 歳以下・18 歳を超えるもの」だが、実際には次頁の図 2・3 のとおり「中学生以下・高校生以上」として徴収していた。

図2

実際に徴収していた利用料金(令和5年4月1日から6年3月31日まで)

市内に住所を有するとき(伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町及び豊能町の区域内に住所を有する者を含む。)

(単位: 円)

区分	利用料金					
	中学生以下			高校生以上		
	宿泊使用(1人1泊)	日帰り使用(1人1日)	アーリーチェックイン※	宿泊使用(1人1泊)	日帰り使用(1人1日)	アーリーチェックイン※
施設使用	360	180	360	720	360	720
貸出寝具使用(1人1回)	720					
キャンセル料(5年4月1日開始)	2日前まで 50% 前日・当日・無連絡 100%					
駐車場(車両1台あたり)	600					

備考 アーリーチェックインとは、午後2時以前にチェックインした場合に徴収する利用料金のこと。

図3

市内に住所を有しないとき(伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町及び豊能町の区域内に住所を有する者を除く。)

(単位: 円)

区分	利用料金					
	中学生以下			高校生以上		
	宿泊使用(1人1泊)	日帰り使用(1人1日)	アーリーチェックイン※	宿泊使用(1人1泊)	日帰り使用(1人1日)	アーリーチェックイン※
施設使用	1,000	500	600	2,000	1,000	1,200
キャンセル料(5年4月1日開始)	2日前まで 50% 前日・当日・無連絡 100%					
駐車場(車両1台あたり)	600					

備考 アーリーチェックインとは、午後2時以前にチェックインした場合に徴収する利用料金のこと。

- ② 午後2時以前のチェックイン(アーリーチェックイン)は、本来4頁の図1のとおり条例上定めがないが、図2・3のとおり利用料金を徴収していた。
- ③ 施設利用のキャンセル料は、図2・3のとおり2日前までは50%、前日・当日・無連絡は100%のキャンセル料を徴収するとしているが、5年4月1日施行の条例に定めていないキャンセル料を徴収するとして、市長の承認を得ていた。
- ④ 利用料金は、4頁の図1の備考のとおり「市民以外の者(伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町及び豊能町の区域内に住所を有する者を除く。)が使用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額とする。」としているが、実際は予約者が4市2町(川西市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町及び豊能町)の在住者であれば、同伴者も予約者と同一の料金を徴収していた。
- ⑤ 駐車料金は、本来4頁の図1のとおり条例上定めがないが、図2・3のとおり駐車料金を徴収していた。

(3) 国崎せせらぎ広場の課題に関する市との意見対立について

指定管理者から国崎せせらぎ広場内の道路や橋梁の損傷は直接利用者の安全に直結するため、活用できないことや、ダム湖の水で国崎せせらぎ広場が水没するため、年間を通じて活用できないことを聴き取った。指定管理者は国崎せせらぎ広場内の道路や橋梁の損傷は利用者の安全を確保できないため、市に道路や橋梁の修繕を要望すると、市は予算がないため、修繕ができないことや、国崎せせらぎ広場内の老朽化を認めているものの、国崎せせらぎ広場を活用できると判断しているため、市と指定管理者で意見が対立している。

また、これらの課題解決に向けた協議が行われていなかった。

＜所管部局 市民環境部文化・観光・スポーツ課＞

(4) 指定管理者の指導及びモニタリングについて

上記(2)のような事象が発生していたが、知明湖キャンプ場の基本協定書に定める業務報告書や年次事業報告書、業務の引継等の業務実施状況の確認と改善勧告ができていなかった。

また、業務実施状況等の市及び第三者評価ができていなかった。

さらに、前回（平成 28 年度）定期監査時に「知明湖キャンプ場の利用料金について、川西市民等は市外の者より低い料金設定となっている。しかし、川西市民等が申請した場合は、同伴の市外の者もすべて川西市民等の料金が適用されている。同伴者の利用料金の取扱いについて明確な規定がないことから、規定の整備を行われたい。」と指摘して、その後の措置状況報告では「近隣の同様な施設の状況や本市の他の施設の取扱い等を参考に、規定の整備を検討します。」と回答しているが、規定の整備等の対応ができていなかった。

(5) 国崎せせらぎ広場の運用に関する認識の相違について

上記(3)のような事象が発生していたが、国崎せせらぎ広場の運用については、指定管理者は水没の影響や施設の老朽化等により安全な施設利用ができない状況にあるとしているが、市は指定管理者が運用できる計画策定等の提案ができていないとの認識であり、双方の意見が対立し課題解決に向けた取組みがなされていなかった。

(6) 指定管理者と連携した事業概要について

令和 5 年度は県事業である兵庫県里山ライドの実施や 6 年度は川西市制施行 70 周年事業である知明湖ナイトマルシェに協力・連携を行っていた。

市の直営ではないが黒川ダリア園と連携・協力を行い、施設内にダリア園来場者用の仮設トイレを設置するなど黒川地区の活性化及び来場者の満足度の向上を図っていた。

また、キャンプ場施設利用者はダリア園の割引を受けるなど相互の満足度の向上を図っていた。

4 まとめ

市は指定管理者との間で報告・連絡・相談の体制を構築し、連携を図りながら安全、安心に利用できる環境を整備するとともに、指定管理者は利用者の意見を反映させ、利用者に寄り添ったきめ細やかな対応を図られたい。